

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」が出された際の日建連の事務局体制に関するお知らせ**

2020 年 4 月 6 日
一般社団法人日本建設業連合会

新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「緊急事態宣言」がいつ出てもおかしくない、ギリギリの状況が続いております。

日建連は、本部及び関東支部所在地である東京都が「緊急事態宣言」の対象地域となった場合、以下の体制を構築して、事業活動を継続することといたしますので、予めご承知おき下さいますようお願いいたします。

1. 事業継続体制

- 1) 常勤役員(事務総長、専務理事、常務理事、常務執行役) 15 名および役職付職員(事務局長、事務局次長、部長) 10 名を「事業継続要員」とし、5 チーム(1 チーム 5 名)に編成。
- 2) 1 チームは、常勤役員 3 名、役職付職員 2 名で構成。
- 3) 月曜日から金曜日の就業時間(9:00~17:30)に 1 チームが事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施。
- 4) 本事業継続体制は、宣言後 2 週間継続し、その後の体制は、2 週間経過後に改めて判断。
- 5) 事業継続要員以外の職員については、原則、自宅待機。

2. その他

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXに対応いたします。また、自宅待機中の役職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILでの連絡をお願いいたします。

【連絡先】

代表電話番号 03-3553-0701 代表 FAX 番号 03-3551-4954

以上